

2023.10.01

公益社団法人日本炊飯会

「炊飯HACCP認定ロゴ」使用ガイドライン

＜目的＞

「炊飯HACCP認定ロゴ」(以下「認定ロゴ」という。)の使用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、「公益社団法人日本炊飯協会」(以下「協会」という。)が提供する、「認定ロゴの使用に関する基本ルール」(以下「ルール」という。)を定めたものとする。

炊飯HACCP認定を受けた者で認定ロゴの使用を希望する者(以下「使用者」という。)は、ルールに定める範囲内で協会からの許諾を得ることなく、認定ロゴを無償で使用することができる。

＜権利帰属＞

認定ロゴに関する一切の権利(著作権、商標権等含む)は、すべて協会に帰属する。

＜使用目的＞

使用者は、以下の場合に限り、認定ロゴを使用することができる。

1. 炊飯HACCPのPRを主な目的として使用する場合(名刺、冊子など)。
2. 協会に関連する企画等にて、協会の許諾を得た上で認定ロゴを使用する場合。

＜禁止行為＞

使用者は、協会の認定ロゴの使用にあたり、以下の行為が禁止される。

1. 別途協会の許諾を得ることなく、前条に定める使用目的以外に認定ロゴを使用すること。
2. 用途に合わせて認定ロゴを拡大縮小する以外に加工、改変すること。
3. 認定ロゴを商品名、サービス名、商標、企業名等の一部として使用すること。
4. 別途協会の許諾を得ることなく、協会による承認・後援・推奨等を示唆するような方法で認定ロゴを使用すること。
5. 協会の誹謗中傷又はその評判を貶めるような方法で認定ロゴを使用すること。
6. 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体等で認定ロゴを使用すること。
7. その他、協会がその裁量において不適切と判断する方法で認定ロゴを使用すること。

＜使用者の責任＞

1. 協会は、使用者がルールに違反して認定ロゴを使用していると認めた場合、又はその裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、認定ロゴの使用停止、その他、協会が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとする。
2. 使用者は、認定ロゴを使用したことに起因して(協会がかかる使用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含む。)、協会が直接的又は間接的に何らかの損害(弁護士費用の負担を含む。)を被った場合、協会の請求に

したがって直ちにこれを補償しなければならない。

<免責>

1. 協会は、かかる瑕疵を除去して認定ロゴを提供する義務を負わない。
2. 協会は、認定ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。

<ルールの変更>

協会は、協会が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、ルールを変更することができる。使用者は、変更後も認定ロゴを使用し続けることにより、変更後のルールに同意をしたものとみなされる。

<準拠法及び裁判管轄>

1. ルールの準拠法は日本法とする。
2. 協会認定ロゴに起因し又はこれに関連して使用者と協会との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

「炊飯 HACCP 認定ロゴ」の商標登録のお知らせ

2023年9月25日に商標登録を申請していた「炊飯 HACCP 認定ロゴ」は、2024年3月18日に登録されました。(商標登録証第6788473号)
今後は、HACCP 認定ロゴは、商標登録された「炊飯 HACCP 認定ロゴ」(添付②「®」マーク付)の使用をお願いいたします。

